

# 市福祉医療費受給者証 一部拡大新のお知らせ

飯山市福祉医療特別給付金を受けるためには、受給者証が必要となります。今回、小学生分の受給者証の更新手続きの受付を次のとおり行いますので、対象のお子さんがいる方は市役所で手続きをお願いいたします。

なお、市では今年4月から乳幼児の対象を小学6年生までに拡大し、更なる子育て支援を行います。

**更新手続きが必要な方**  
4月から小学4年生、小学6年生、および小学1年生になるお子さん。

**手続きに必要な書類**  
①送付済みの交付申請書  
②対象のお子さんの保険証  
③印鑑・振込口座のわかるもの

対象の方は切替手続きが必要となりますので、左記のいずれかの日に必要書類をお持ちになり市役所へお越しください。

④現在使用中の福祉医療費受給者証  
お問い合わせ  
保健福祉課障がい福祉係  
☎3111 内線189

**受給者証更新手続きの受付日時**

**「平日」の受付日時**  
■受付日 3月19日以降、随時  
■受付時間 午前8時30分～午後5時30分  
(4月1日以降は午後5時15分まで)

**「休日」の受付日時**  
■受付日 3月28日(日)  
4月4日(日)  
■受付時間 午前8時30分～12時

※受付窓口はいずれも市役所保健福祉課障がい福祉係窓口(市役所1階)となります。



今年度から、精神保健福祉手帳2級をお持ちの方が受けた、自立支援(精神通院)医療について、福祉医療を受給できる所得基準(※)が緩和されます。

該当すると思われる方には通知を送付しますので、市役所へ手続きにお越しください。

※所得基準の詳細はお問い合わせください。

**手続きに必要な書類**  
①精神保健福祉手帳  
②対象の方の保険証  
③印鑑・振込口座のわかるもの

**■飯山市福祉医療特別給付金とは…**  
飯山市福祉医療特別給付金は、乳幼児・母子家庭・父子家庭・障害のある方などが医療機関で診療を受けたり、薬局で調剤を受けた場合などに、窓口で支払った自己負担金を給付金の形でお返しすることにより、医療費を軽減し、健康増進や健全育成を図るものです。

**障害者手帳(精神)2級の方の所得制限を緩和**

4月1日から制度が変わります

**障害福祉サービス等の利用者負担軽減について**

障害者自立支援法の制度の変更に伴い、4月1日から、低所得(市民税非課税)の障害者等への障害福祉サービス等の利用者負担が無料になります。

**利用者負担の軽減が行われるサービス**  
①障害福祉サービスに係る利用者負担(療養介護医療を除く)  
②障害児支援施設に係る利用者負担(障害児施設医療を除く)

③補装具および日常生活用具に係る利用者負担(※基準額超過等により、利用者負担が発生する場合があります)

詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ  
保健福祉課障がい福祉係  
☎3111 内線189

**介護保険制度の円滑な運営のための重要事項を協議**

介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉計画・介護保険事業計画の進行管理や見直し、介護保険の運営に関する重要事項について協議する機関として、介護保険運営協議会を条例に基づいて設置しています。

平成13年の設置以来9年が経過し、委員の改選を行うに当たり、運営に広く市民の意見を反映させるため、協議会委員の一部を公募します。

**委員の任期** 3年(平成25年3月末まで)

**募集人員** 6人以内

**応募資格**  
・市内在住の40歳以上の方  
で介護保険や高齢者の保健福祉に関心のある方  
・介護保険料および国民健康保険税等に未納がない方

**募集期限** 4月16日(金)

**決定方法** 応募者多数の場合  
は選考により決定します。

**お問い合わせ・申し込み先**  
保健福祉課高齢者介護保険係  
☎3111  
内線184、185

国保に加入している70歳以上の皆さんへ

## 高齢受給者証が更新されます

高齢受給者証の更新は通常毎年7月末ですが、制度改正に伴い、今回、4月からの高齢受給者証を郵送します。

**更新の対象となる方は**

高齢受給者証をお持ちの方で、一部負担金の割合が「2割(平成22年3月31日までは1割)」となっている方  
※同欄が「3割」となっている方は、引き続き現在お持ちの高齢受給者証を7

月末までお使いください。

**変更点は**

一部負担金の割合の部分について次のとおり変わります。

**(更新前)**  
「2割(平成22年3月31日までは1割)」  
←  
**(更新後)**  
「2割(平成23年3月31日までは1割)」

※対象者は制度改正に伴い平成23年3月31日まで医療

機関の窓口負担が1割となりました。

**使用前に内容の確認を**

氏名、住所等に誤りがないかご確認のうえ4月1日から新しい高齢受給者証をお使いください。また間違いを避けるため、古い高齢受給者証は4月1日以降にご自身で破棄してください。

**お問い合わせ**

市民環境課 国保年金係  
☎3111 内線153

### 高齢受給者証の「一部負担金の割合」とは

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方には、「高齢受給者証」が交付されています。高齢受給者証をお持ちの方の負担割合は、世帯の所得に応じて2割または3割となっていますが、2割負担の方については平成22年3月までは「1割」に据え置かれています。その2割の方の据置期限が、国の制度改正により平成23年3月末まで延長されました。

### 新しい受給者証の変更点

(新しい受給者証)

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 22 年 4 月 1 日	
記号	いいやま 番号 054321
住所	長野県飯山市大字飯山1110番地1号
世帯主	「23年」に変わっています 福寿町)
氏名	飯山 太郎
性別	男
生年月日	昭和 11 年 11 月 11 日
負担割合	2割 (平成23年3月31日までは1割)
発効期日	平成 22 年 4 月 1 日
有効期限	平成 22 年 7 月 31 日
2 0 0 1 3 9	

## 菜の花飯山サイクルロードレース 全日本学生ロードレースカップ

4月17日④ 信濃平～鷹落山山頂  
18日⑤ 針湖池周辺

今年も、日本トップクラスの選手が出場する「全日本学生ロードレースカップ」と、市民の皆さんなど一般の方も参加できる「菜の花飯山サイクルロードレース」が、信濃平と長峰を舞台に開催されます。



春の風を感じながら、自転車レースにチャレンジしてみませんか。

**お申し込み・お問い合わせ**

教育委員会事務局 スポーツ生涯学習課 スポーツ振興係  
☎62-3111 内線353・354

### 大会に伴う交通規制のお願い

大会当日は下記のとおり交通規制が行われます。ご不便をおかけしますがご協力をお願いいたします。

4月17日(土)	4月18日(日)
県道飯山新井線 信濃平入口～顔戸集落終わり	長峰スポーツ公園 針湖池周辺
・10:10～10:40	・8:30～10:00
・13:40～14:10	・10:20～12:20
・14:50～15:10	・12:30～14:30
・15:50～16:10	※時間は変更となる場合があります

### 参加者募集! 「菜の花飯山サイクルロードレース」

- 種目 ①ヒルクライム(信濃平入口～鷹落山山頂付近5.7km) ②タイムトライアル(針湖池周回2.5km)
- 参加資格 健康な中学生以上の男女で、安全に競技のできる自転車・ヘルメット・グローブを持参できる方
- 開催クラス 高校生以上(男・女)、中学生(男・女)
- 参加料 1種目1500円(2種目ともは2000円)
- 申込締切 4月9日(金)